

ウ. 松本市の個別審査

松本市に入札参加資格申請をする場合は、下記書類の提出をお願いいたします。なお、小規模工事の資格申請は「1.3 少額工事の申請」を参照してください。

(ア) 入札参加資格付与の申請者の要件

松本市の資格付与要件は、共同受付窓口で審査する表 1-1-4「自治体間共通の入札参加資格付与に係る要件（建設工事）」のほか下記のとおりです。

表 1-2-ウ1 松本市の入札参加資格付与の申請要件（建設工事）

項目番号	要件
1	市税（松本市に納税義務がある場合に限る）並びに消費税及び地方消費税について、未納がないこと

（注）申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられません。また、認定後において発覚した場合には、資格を取消すことがあります。

(イ) 個別添付書類一覧

表 1-2-ウ2 松本市の個別審査提出書類（建設工事）

※◎は必ず提出。○は該当する場合のみ提出。

提出書類		法人	個人	提出要領
所定書式	工事（業務）経歴書 【様式第2号】	◎	◎	直前2か年の各営業年度における工事経歴書 ※国・県等の様式の場合、松本市の様式を上にして「別紙のとおり」と記入してください。 <u>ファイル拡張子はエクセル（xlsx）のまま提出</u>
	技術者経歴書 【様式第3号】	◎	◎	※国・県等の様式の場合、松本市の様式を上にして「別紙のとおり」と記入してください。 <u>ファイル拡張子はエクセル（xlsx）のまま提出</u>
	使用印鑑届 【様式第4号】	◎	◎	・本社登録印（実印）と使用印鑑が同じ場合であっても、本社登録印（実印）、使用印及び代表者欄の3箇所すべてに本社登録印（実印）を押印して提出 （確認の必要があり提示・提出を求めることがありますので、PDFとして提出する原本を保管してください）
証明書類	納税証明書 （松本市の市税）	○	○	松本市に納税義務がある場合のみ <u>滞納がない証明書</u> ※発行日が申請日前3か月以内であること

提出書類		法人	個人	提出要領
	印鑑証明書	◎	◎	法人：法務局が交付したもの 個人：市区町村が交付したもの ※発行日が申請日前３か月以内であること
	財務諸表の写し ※共通審査において、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できる者は提出不要です。	○	○	「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できない者は以下を提出 法人：貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 個人：事業税等（青色申告決算書又は収支内訳書等）、損益計算書、資産負債調及び減価償却費の計算書

(ウ) 留意事項

● 工事（業務）経歴書及び技術者経歴書について

「工事（業務）経歴書」及び「技術者経歴書」は、各様式記載の記載要領を参照のうえ作成してください。

● 使用印鑑届について

「使用印鑑」の欄は、入札、見積、契約の締結等に使用する印鑑を押印してください。なお、委任先の支店等で入札、見積、契約の締結等をするときは、支店等で使用する印鑑を押印してください。

使用印鑑は代表者印、役職印、個人印等を使用してください。社印のみは不可とします。

※ スタンプタイプの簡易印鑑（ゴム印等）は使用印鑑とすることができません

● 松本市税の納税証明書（滞納がない証明書）の交付請求について

- ① 証明書交付窓口は、松本市役所市民課、各支所・出張所、総合社会福祉センターです。
- ② 交付申請の際に必要な書類は次のとおりです。

区 分	窓口にお見えになる方	必要書類
法人の場合	代表者又は社員	①交付申請書②社員証等(保険証可)関係の証明できる書類
	代理人（上記以外の方）	①交付申請書②委任状
個人の場合	本人又は同居の家族	①交付申請書
	代理人（上記以外の方）	①交付申請書②委任状

- ③ 法人の場合、次の点にご注意ください。

- ・ 交付申請書及び委任状には、代表者印（法務局登録印）を押印してください。
- ・ 社員であっても、社員証等が提示できない場合は、委任状の提出が必要です。
- ・ 代表者の家族等が申請する場合でも、社員証等の提示がない場合、委任状の提出が必要です。

- ④ 証明手数料は、1 通 3 0 0 円です。

- ⑤ 納税証明書（滞納がない証明書）は、証明日現在で全ての市税に滞納がないことを条件に交付されます。
- ⑥ 市税の納付後、市で納付確認ができるまでに3～10日程かかります。市税を納付後、概ね10日以内に証明をお取りいただく際は、速やかに証明書の発行ができるよう、領収書をお持ちいただくようにお願いします。また、口座振替の納付確認には3日程かかりますので、納期限後3日以内に証明書をお取りいただく際は、口座振替後に記帳された通帳をお持ちいただくようにお願いします。

● **印鑑登録証明書（個人事業者）の交付請求について**

- ア 証明書交付窓口は、松本市役所市民課、各支所・出張所、総合社会福祉センターです。
- イ 松本市役所東庁舎入口及び総合社会福祉センターに設置していた自動交付機は、稼働を終了しています。

● **財務諸表の写しについて**

「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できない者は以下を提出してください。なお、共通審査において、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の写しを添付できる者は提出不要です。

法人の場合：貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

個人の場合：事業税等（青色申告決算書又は収支内訳書等）、損益計算書、資産負債調及び減価償却費の計算書

● **不備連絡**

申請書類の不足又は記載事項に不備があった場合は、契約管財課から補正を依頼することがあります。その場合は指示された期間内に必ず補正をおこなってください。補正が完了しない場合は、入札参加資格審査の受付は行いません。

また、本申請は、松本市上下水道局等が発注する案件にも適用します。

● **松本市建設工事入札制度合理化対策要綱第6条第2項に基づく総合評定値の運用**

長野県の入札参加資格を有している県内本店業者については、県で登録のある工種の資格総合点数に限り、当該点数を本市の入札参加資格を有している同工種の総合評定値とみなすものとする。

（例1）

長野県に「土木一式」・「とび・土工・コンクリート」・「舗装」いずれかの工種で入札参加資格を有しているが、本市には「土木一式」のみの登録の場合

→上記3工種で付された県の新客観点数を本市登録の「土木一式」の総合評定値（P点）に加算した合計点数を総合評定値とする。

（例2）

長野県には「土木一式」のみの工種で入札参加資格を有しているが、本市には「土木一式」・「とび・土工・コンクリート」・「舗装」の登録がある場合

→上記「土木一式」で付された県の新客観点数を本市登録の「土木一式」のみ総合評定値（P点）に加算した合計点数を総合評定値とする。

- **審査結果について**

入札参加資格を認定した場合は、「建設工事・建設コンサルタント供給等入札参加資格者名簿」への掲載をもって認定通知とします。